

福岡地区水道企業団総合評価方式実施に係る運用基準（試行）

総合評価方式の実施に当たり、福岡地区水道企業団総合評価方式実施要綱（試行）の運用基準を次のとおり定める。

1 第2条関係

- （１）総合評価方式における型式を、技術提案型、標準型の２つに区分する。
- （２）提案項目は、技術提案、施工上の提案、地場企業の活用の３区分で技術評価項目を構成する。
- （３）企業評価項目は、企業の施工能力、技術者の能力、社会貢献・地域貢献、企業の信頼性・社会性の４区分で技術評価項目を構成する。
- （４）技術評価項目、配点及び対象工事については次のとおりとする。
※別途配点表
- （５）対象工事に適用する型式は、予定価格や工事内容等に応じて選定する。

2 第3条関係

学識経験者の意見聴取は、学識経験者で構成する「福岡地区水道企業団総合評価技術審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行うものとし、審査委員会の実施については、「福岡地区水道企業団総合評価技術審査委員会実施要綱（試行）」で定めるものとする。

3 第4条関係

落札者決定基準は、「福岡地区水道企業団総合評価委員会」（以下「評価委員会」という。）での審議を経た上で、審査委員会において意見聴取し、定めるものとする。評価委員会の実施については、「福岡地区水道企業団総合評価委員会実施要綱（試行）」で定めるものとする。

4 第5条・第6条関係

落札者決定基準、技術提案書の作成に関する事項、評価の方法については、入札説明書及び技術提案書提出説明書において定めるものとする。

5 第6条関係

技術提案等の評価は、評価委員会において行なう。なお、特に工事規模が大きく、かつ高度な技術を要する工事で、審査委員会が、審査委員会において評価を行うことが妥当であると判断した場合を除く。

6 第7条関係

落札者が決定した後、審査委員会に結果を報告するものとする。

7 第8条関係

- (1) 提案項目については、提案を求めた項目ごとに各入札参加者の加算点を公表するものとする。
- (2) (1)のうち技術提案については、各入札参加者の加算点の内訳を公表するものとする。
- (3) 企業評価項目については、各項目における各入札参加者の加算点を公表するものとする。
- (4) 入札参加者の提案内容については、提案内容が入札参加者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにする等、取り扱いに留意しなければならない。

8 第9条関係

技術提案と施工上の提案については、各提案の加点の有無や不採用理由を、当該技術提案書を提出した入札参加者自身に限定して開示するものとする。

9 第10条関係

落札者の技術提案等の内容は、採用する部分を明らかにした上で、契約図書に明示するものとする。

10 第11条関係

技術提案等が達成されなかったときは、当該項目の得点数・配点数及び福岡地区水道企業団請負工事成績評定要領における考査項目「法令遵守等」に定める減点数を踏まえ、受注者の席の大小等を考慮し、工事成績評定を減点する。特に重大な事案については、以下の算定式に基づく違約金を徴収することができる。なお、工事成績評定の減点及び違約金の徴収の適用については、評価委員会が決定する。

また、不履行の内容等により、福岡地区水道企業団競争入札参加停止等措置要領における措置要件に該当するときは、競争入札参加停止等の措置を実施する。

【違約金の算定式】

$$\text{違約金（税抜き）} = A - (B + C2) / (B + C1) \times A$$

A : 入札金額

B : 標準点（100）

C1 : 入札時の提案内容に基づく加算点

C2 : 提案内容を実施できなかった場合の加算点

11 その他

この運用基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

この運用基準は、平成30年10月29日から施行する。

この運用基準は、令和7年4月1日から施行する。